

2024年11月吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオークション

ご成約書類の提出期限について

— 「書類2週間」廃止のご案内 —

平素はアライオークションに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度アライオークションは、法令との整合性を図ることを目的として、オークション規約の記載内容を一部改定およびオークションの運営を変更いたします。

会員様におきましては大変ご迷惑をおかけいたします。オークションにご参加の際にはご確認の上ご参加をいただきます様、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【書類提出遅れについて】

現在、アライオークションでは、出品申込時に出品票に成約書類の提出遅れの旨の記載がなされた場合、通常の提出期限8日間から最長15日間の書類提出の延長を可能としていますが、「道路運送車両法第13条1項(移転登録)」に則り、2024年11月末をもちまして、書類提出期限の延長での出品受付を行わない運用へ改定させていただきます。

【実施日】

2024年12月1日以降の開催より

【対象オークション】

アライオークション全ての開催

【参照】

- ・アライオークション規約(乗用/商用バン)、アライオークション規約(トラック/バス)
2024年12月1日(日)改定 ※詳細は2024年10月「オークション規約 改定のご案内」に記載
- ・道路運送車両法 <https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0000000185>
〔道路運送車両法 第13条1項(移転登録)〕

新規登録を受けた自動車(以下「登録自動車」という。)について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

